

在宅要介護高齢者受入体制整備事業に関するQ&A

R3(2021).2.25現在

区分	質問	回答
全般	何のために本事業を実施するのですか。	在宅要介護高齢者の介護者が新型コロナウイルス感染症に感染して入院すること等により不在となった場合に、濃厚接触者である在宅要介護高齢者が取り残され、その生活に支障が生じることがないように、県が介護サービス事業者に対して協力を依頼し、受入施設を確保するものです。
全般	本事業による協力施設への受入はどのような場合が対象となりますか。	<p>受入条件については、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスに感染した介護者の濃厚接触者であること。 ・新型コロナウイルス感染症の検査が陰性であること。 ・介護者全員が入院等により不在となったことにより、単独では在宅での生活が継続できなくなったこと。 ・同居、近居の親族等の支援を受けることが困難であり、宅等での生活を継続することができないこと。 ・介護支援専門員や市町により、居宅サービスその他の必要な介護サービス等の調整を行ってもなお、介護サービス等の提供が受けられないこと。
全般	要介護認定を受けていない方も本事業の対象となりますか。	本事業は、介護サービス事業者の協力を得て、受入施設を確保するものであり、受入先でのサービス提供は介護保険サービスの枠組みでの実施となります。そのため、要介護認定を受けている又は要介護認定申請中であることが必要です。
全般	受入に係る相談や調整の対応に当たる時間帯はどのように考えていますか。	受入の相談や調整の対応に当たる時間帯は、県内市町の多くが対応できる時間帯や協力施設における受入調整が可能な時間帯等を考慮し、事業開始当初においては平日及び休日の日中といたします。事業の状況により変更となる場合は改めて御連絡させていただきます。なお、具体的な時間帯や対応窓口については、別添「在宅要介護高齢者受入体制整備事業県対応窓口等」を御覧ください。
市町	県への対象者受入調整の要請は、どのようにすればよいのですか。	<p>市町の担当課から電話連絡の上、情報提供書により県高齢対策課へ要請してください。なお、誤送信防止のため、情報提供書は、県高齢対策課から市町担当課宛て、送信したメールの返信に添付してください。</p> <p>県から協力事業者に必要な事項を伝え調整した上で、県から市町の担当課に受入事業所やその連絡先等について連絡いたします。</p> <p>※本事業についての情報は、受入対象となる高齢者の居住地の保健所に提供するとともに、必要に応じて受入施設の所在地の保健所にも提供いたします。</p>

在宅要介護高齢者受入体制整備事業に関するQ&A

R3(2021).2.25現在

区分	質 問	回 答
市町	入所日など受入先との具体的な調整は誰が行うのですか。	介護支援専門員等と市町が協力して実施してください。 受入が決まったら、市町から県へ報告してください。
市町	濃厚接触者である高齢者は、どのような方法で、協力施設へ移動することになりますか。	家族やキーパーソン、市町等が調整し搬送することになります。 具体的には、親類等の協力による自家用車、福祉車両、民間救急車の利用等が想定されますが自費対応となります。
市町	本事業の受入スキームを運用するに当たって、市町が介護者（陽性）や濃厚接触者に対しどのように対応するか等を記載した対応マニュアル等の明示はありますか。	本スキームは、県が濃厚接触者を受け入れることができる短期入所等の協力施設を確保するものです。そのため、予め県が協力施設を確保すること以外は、サービスの利用にあたっては基本的に通常の介護サービス利用のスキームを想定しています。